

洲本市放課後児童クラブ利用申請書

年 月 日

洲本市長 様

〒 -

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

緊急連絡先① \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_)

緊急連絡先② \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_)

放課後児童クラブを利用したいので、次のとおり申請します。なお、利用の決定に当たり、申込児童及びその世帯員の住民基本台帳の閲覧をすること並びに小学校や保育所等の関係機関に情報を提供することについて同意します。

希 望 名	第1希望		第2希望	
ふりがな		男・女	生年月日	年 月 日
児 童 の 氏 名				
小 学 校 名	小学校 (新) 年		そ の 他	※児童の心身の発達状況など配慮してほしいことがあれば記入してください。
身体障害者手帳	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
療 育 手 帳	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
児 童 の ( 同 居 ) 家 族 構 成				
氏 名	続 柄	年 齢	勤 務 先 ( 学 校 ) 名	勤 務 先 連 絡 先
生 活 保 護	<input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 ( 年 月 日保護開始)			
利 用 理 由	<input type="checkbox"/> 就労等により、通常留守のため保育できない。 <input type="checkbox"/> その他 (理由 _____ )			
利 用 希 望 期 間	<input type="checkbox"/> ①当該年度の末日まで (長期休暇利用 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 )			
	<input type="checkbox"/> ② 年 月 から 年 月 まで			
	<input type="checkbox"/> ③長期休暇のみ利用 <input type="checkbox"/> 春(学年始)休み <input type="checkbox"/> 夏休み( <input type="checkbox"/> 8月のみ利用 ) <input type="checkbox"/> 冬休み <input type="checkbox"/> 春(学年終)休み			
	・ 始業式の利用 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (※うち夏休み明けの始業式の利用 <sup>※注</sup> <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 )			
・ 終業式の利用 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無				
※土曜日の利用 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無				

※注 長期休暇のみの利用かつ夏休み明けの始業式を利用される場合については、1日のみの利用であっても月額を徴収します。

※裏面も必ずご記入ください。【表面】

児童の祖父 母について	父	祖 父	氏 名		年 齢	歳	
			住 所	※児童と同居の場合は記載不要			
			携帯等連絡先				
		祖 母	氏 名		年 齢	歳	
			住 所	※児童と同居の場合は記載不要			
			携帯等連絡先				
	母	祖 父	氏 名		年 齢	歳	
			住 所	※児童と同居の場合は記載不要			
			携帯等連絡先				
		祖 母	氏 名		年 齢	歳	
			住 所	※児童と同居の場合は記載不要			
			携帯等連絡先				

**【留意事項】**

1 次のいずれかに該当する場合は、利用の決定を取り消す場合があります。

- (1) 申請児童が放課後児童クラブの対象児童でなくなったとき。
- (2) 放課後児童クラブの支援員の指示に従わないとき。
- (3) 特別な理由がなく放課後児童クラブ利用料を2か月以上滞納したとき。
- (4) 特別な理由がなく放課後児童クラブを2か月以上休所しているとき。
- (5) 虚偽の申請をしたとき。
- (6) 放課後児童クラブの運営上支障があると認めるとき。

2 次のいずれかに該当する場合は、速やかに変更届を提出してください。

- (1) 申請書の記載事項に変更があったとき。
- (2) 放課後児童クラブの利用を取りやめるとき。
- (3) 疾病その他やむを得ない理由により放課後児童クラブの利用を一定の期間休止するとき。

※ 放課後児童クラブの利用の取りやめ又は休止をしようとするときは、必ず休止月の前月の市役所最終開庁日までに利用クラブへ連絡の上、変更届を提出してください。変更届の提出がない場合は、所定の利用料を徴収します。

**【利用料について】**

利用料の額は、利用の許可を受けた児童1人につき月額5,000円（8月分については、月額7,000円）とし、月の途中で利用を開始し、又は利用を中止した児童の場合も同額とします。